

令和2年度

第34回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日（金）午後1時25分～午後2時05分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	欠	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第3号 河川法第34条第1項の規定による承認申請に関する
意見について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席1番 遠藤 秀徳 議席2番 泉 信之

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の総会開催にあたりまして、6番竹下委員から欠席する旨連絡がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので、第34回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
井下会長	<p>(挨拶趣旨)</p> <p>1委員の皆様には、春耕期を迎えられまして何かとお忙しい中、本日の総会に出席頂きまして大変ありがとうございます。先月も申しましたが新型コロナウイルスの影響で、私たちの生活も大きな影響が出ております。本町に於いても学校が4月の新学期から再開されたわけですがけれども、また、先達てから休校という措置になっております。また、新聞等で昨日帯広の方で80歳の男性が感染した一報も入っており、良くなるどころか大変な生活環境になっているようです。総会についても事務局と話しをして農業委員会も書面議決出来ないものか調べましたが、そういった記述は農業委員会法には無く、総会を開催することが必要です。今日は、マスクを着用して頂いて、なるべく短時間で総会を進めさせて頂きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号1番遠藤代理、2番泉委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致しま</p>

<p>係 長</p>	<p>す。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番ですが、申請人は二宮 番地 で、土地は二宮 番地 の内。地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、転用区分は永久転用です。転用の理由は牛舎、堆肥舎に係る作業通路を新設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>続いて審査内容ですが2ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、制度資金の借入と一部自己資金対応の予定となっております。権利を有する者の同意については、土地所有者の さん及び抵当権者の 、 から同意書が添付されています。工期は許可の日から 令和 年 月 日まで、申請面積 m²が作業通路等敷地となっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。3ページから7ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございます。</p> <p>なお、転用地は作業通路用地のみですが、その目的が牛舎、堆肥舎の整備に伴うものであることから、図面や事業費については、各施設を含めて記載していますのでよろしくをお願いします。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりで、牛舎と堆肥舎の建設のための、作業通路新設ということなので特に問題ないと思えますので、よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番です。作業通路は問題無いと思うが、牛舎と堆肥舎、堆肥盤については、既に転用許可を受けた所に建てるという事ですね。転用許可を受けていたのは、いつ頃で何の転用で許可されていますか。</p>

係長	友重委員からご指摘あったとおり、今回建設する堆肥舎と牛舎等については、既に転用されている土地に建てることになっています。なお、この場所が転用された時期は、既存の牛舎等の建設の時期に併せて転用しています。時期については、平成 28 年頃手続きしています。
委員	8 番です。その時、今回建てる場所の利用計画はどの様になっていましたか。以前転用申請が出された時に、面積の中のどの部分に何を建てるか利用計画があったと思いますが、今回の作業通路の部分はどの様な利用計画となりましたか。
委員	12 番です。前回牛舎建設をする時に作業通路として残していた部分に今回、牛舎を建てるという事なので、改めて通路が必要になるので、脇に通路を新設すると言う事です。もともと、作業通路として使っていた所に牛舎を建てるということです。それで前回は転用していました。
委員	8 番です。前回の施設を作る時の作業通路用地だったということですか。
委員	12 番です。牛舎のための作業通路等として転用していました。
委員	8 番です。作業通路用地だった所に、今回新たに牛舎や堆肥盤、堆肥舎を建てるということですね。分かりました。 あと一点よろしいですか。
議長	はい
委員	8 番です。2 ページの申請審査内容の所なんですけれど、参考にだと思っんですが、左から 3 番目の資力及び信用の所で事業費だとか資金計画がありますね。これは今回申請にかかわる作業通路の事業費では無いですよ。牛舎だとか、そういうものも含まれているんじゃないですか。
係長	こちらについては、今回の作業通路が牛舎ですとか堆肥舎と一体的に整備されるものですので、一体の施設と言うことで、そちらの分も記載させていただいております。
委員	8 番です。作業通路の部分の内訳は出ていますか。 今回は作業通路の転用許可申請ですね。そうであれば、今回の申請にかかる部分はどれぐらいかかるか、また、申請にかかる図面も平面図だけでなく、断面図等も必要と思うが。当然総体的な参考資料が必要なことは、分かりますが、あくまでも、 m^2 の作業通路にかかる許可申請になるわけですから。

議	長	友重委員指摘のとおり、簡易堆肥盤等の転用と同じに必要な事業費、図面が出てくるのが本来ですので、改めて調整としますか。
委	員	8番です。事業期間的に不都合等が生じると言うことであれば、次回の総会までに、分かる資料を用意して頂ければよろしいと思います。作業通路に問題があつて、不許可と言うことにはならないと思います。
議	長	はい、そのようにさせていただきます。ほかに何かございませんか。よろしいですか。
委	員	はい。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書8ページになります。 議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」 を議題と致します。事務局「 番号1番 」を説明願います。
係	長	<p>議案第2号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号1番、についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は茂岩栄町 番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>11ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4月15日に現地調査を行い、同日調整会議を取り行っております。調整委員長には村上委員がなっておりますので、村上委員の方からご説明願いたいと思います。

委員	<p>4番です。この件に関しましては、詳細につきましては只今、事務局から説明があったとおりでありまして、さんが、父親から相続を受け、今回売買と言う形にしたいとのことで、今まで賃貸していた土地であり地域でも問題ないということなのでこのように調整しましたので、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>はい、只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号2番、番号3番」の2件について一括してご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議長	<p>はい、それでは再開いたします。事務局「番号2番、番号3番」を説明願います。</p>
係長	<p>番号2番、番号3番の2件についてご説明いたします。利用権の設定を受け る方は牛首別 番地 さん。番号2番の設定をする方は幕別町南 町 番地の さん、土地につきましては旅来 番地、地目は 公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、 期間は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は 記載のとおりとなっています。</p> <p>続いて、番号3番の設定をする方は幕別町南町 番地の さん 、土地につきましては旅来 番地ほか1筆、地目は公簿、畑及び原野、現 況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間 は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載 のとおりです。</p> <p>12ページに位置図を添付してございます。波線で表示した部分が2番の申 請地、斜線で表示した部分が3番の申請地です。</p> <p>以上で番号2番、番号3番の説明を終わります。</p>

議 長	はい只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりです。以前別の方が借りておりましたが、期間が満了しましたので、地域で色々話し合いをした結果、さんが借りることになりましたので、問題ないと思いますので、よろしく審議の程お願い致します。
議 長	はい只今、根本委員からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。
	(委員帰席する。)
議 長	それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号2番、3番」の2件につきましては原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号4番、番号5番」の2件を一括ご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。
係 長	番号4番、番号5番の2件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節 番地 町南町 番地の さん、土地につきましては旅来 番地ほか1筆、地目は公簿、畑及び原野、現況は畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 続いて番号5番の設定をする方は音更町木野東通 丁目 番地 さん、土地につきましては旅来 番地ほか1筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。 位置図につきましては、13ページに4番の申請地を、14ページの斜線で表示した部分が5番の申請地となっております。 以上で番号4番、番号5番の説明を終わります。

議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には村上委員がなっておりますので村上委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい4番です。この件に関しましても先程と同じございまして賃貸借の期間が満了したと言うことで、地域の中で話し合いを持ちまして さんとなりましたので、地域の中で問題ないということなのでこのように調整し決めさせて頂きましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	はい只今、村上委員から説明がございましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号6番」について、事務局説明をお願いします。
係 長	番号6番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は旅来 番地 さんです。設定をする方は被相続人 さん、相続人は中央新町 番地 さんほか1名です。土地につきましては旅来 番地の内、地目は公募、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 14ページ、15ページに位置図及び求積図を添付してございます。14ページ波線で表示した部分が6番の申請地、14ページが求積図です。 以上で番号6番の説明を終わります。
議 長	はい只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4月15日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい12番です。この件につきましては、 さんが農業を行っていましたが、この度模縮小をするということなので、地域で話合っ さんが借りると言うことになりました。問題ないと思いますので、よろしくご審議の程をお願いします。
議 長	はい只今、根本委員からご説明がございましたが、この件について何かあれ

	<p>ば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 16 ページになります。議案第 3 号「河川法第 34 条第 1 項の規定による承認申請に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 3 号河川法第 34 条第 1 項の規定による承認申請に関する意見についてご説明いたします。下記の件につきまして河川敷地の権利譲渡承認申請のため意見を附したいので農業委員会等に関する法律第 6 条第 4 項の規定により、ご審議を願うものです。</p> <p>番号 1 番についてご説明いたします。 さんの経営規模縮小に伴い、河川敷地の占用許可を受けている さんから さんに占用権利の譲渡を目的に、北海道に対して申請を行うためご審議を願うものです。譲渡人は北栄番地 さん、譲受人は帯広市西 条北 丁目 番地 さんです。申請場所は礼文内 番地地先及び 番地地先で面積は合計 m^2 です。 さんの経営内容はここに記載のとおりとなっています。位置図は、17 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 4 月 15 日に現地調査を行なっております。地元委員であります村上委員の方から説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>はい 4 番です。只今、説明があったとおりでございまして、この場所は河川敷地になっています。河川敷地と言うだけあって雨が降れば直ぐ水没してしまう様な土地になっています。 さんにしてみても、経営安定させるためには、その様な土地では営農出来ないと言う判断ですが、それでも さんは、経営面積が少ないことから、使用してみたいと言うことです。二人の間で話合いが成され、今回 さんの方に譲渡することと、なった様でございませぬ。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>8 番です。確認なんですけど、周りに地元の人が借りている土地があるかと思いますが、 さんが借りる土地の地続きとかなっていないんでしょうか。形が細長くてここだけ借りるのは、不自然な気もするものですから。</p>

委員	4番です。隣り合った土地は、さんとかが作っているんですが、三角形の土地は、特に低みになっている所で、雨が降れば一番先に水がつく様な場所になっていて、さんも手を出さないような土地です。台形の方も、雨が降ってくれば直ぐに水没してしまう様な場所になっています。
委員	8番です。大変な土地なんですね。分かりました。
議長	はい、他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項があります。
局長	(要旨) 1. 農業委員の公募・応募の状況について
議長	只今、事務局から連絡事項・報告事項ありましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
局長	以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会長	(閉会の挨拶) 本日の総会皆様のご協力を頂き、短時間で終了出来たことを、まずもって御礼申し上げたいと思います。私たち農業者にとって、いよいよ、播種作業が始まるわけですが、普段通りコロナウイルス等に気をつけながら農作業等を怪我なく無事に行って頂きたいと思います。本日は、大変ありがとうございました。
	閉 会